

(2) ア) 外国人の日本語教育について

1 現状

日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月交付・施行）に基づき、文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用し、日本語能力が十分でない外国人県民（対象は16歳以上）が、生活に必要な日本語能力を習得する体制を構築するため、令和2年2月「静岡県地域日本語教育推進方針」を策定した。

令和2年度以降、文化庁事業を活用し、同方針に基づく所要の事業を展開している。

2 「静岡県地域日本語教育推進方針」の概要

<基本方針>

- ①県内どこに住んでいても、希望する全ての外国人県民が、生活に必要な最低限の日本語を身に付けることができる日本語教育の場づくりを推進する。
- ②地域住民が日本語教育の場に関わることにより、多文化共生社会の形成を推進する。
- ③地域の日本語教育に関わる県、市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、企業、県民がそれぞれの責務・役割を果たすとともに、お互いが連携、協力していく。

3 事業内容

(1) 対話交流型の地域日本語教育（別紙イメージ）

- ・一般的な言語学習だけでなく、地域の日本人と外国人が対等な立場で相互理解を深めるためのテーマや地域・日常生活に密着したテーマに基づいて、日本語を使って交流する。
- ・市町が設置、運営に関わる。

(2) 地域日本語教育専門家の配置

(単位 人)

日本語教育専門家	人数	業務
地域日本語教育総括コーディネーター(以下、CD)	1	事業の総括・実施、事業の企画・運営、日本語教育関係者への助言等
エリア担当地域日本語教育CD	3	各地域の市町に対する日本語教室に対するアドバイスや支援（東、中、西部、各1人）
ICT活用地域日本語教育CD	1	市町に対するオンライン教室の実施方法やICTの活用方法等についてアドバイスや支援

(3) モデル初期日本語教室の設置・運営

県が推進する「対話交流型」初期日本語教室を県内に普及するため、市町へモデルとして初期日本語教室の設置・運営を委託

(4) モデル市町における人材（教室における指導者、母語支援者等）の養成

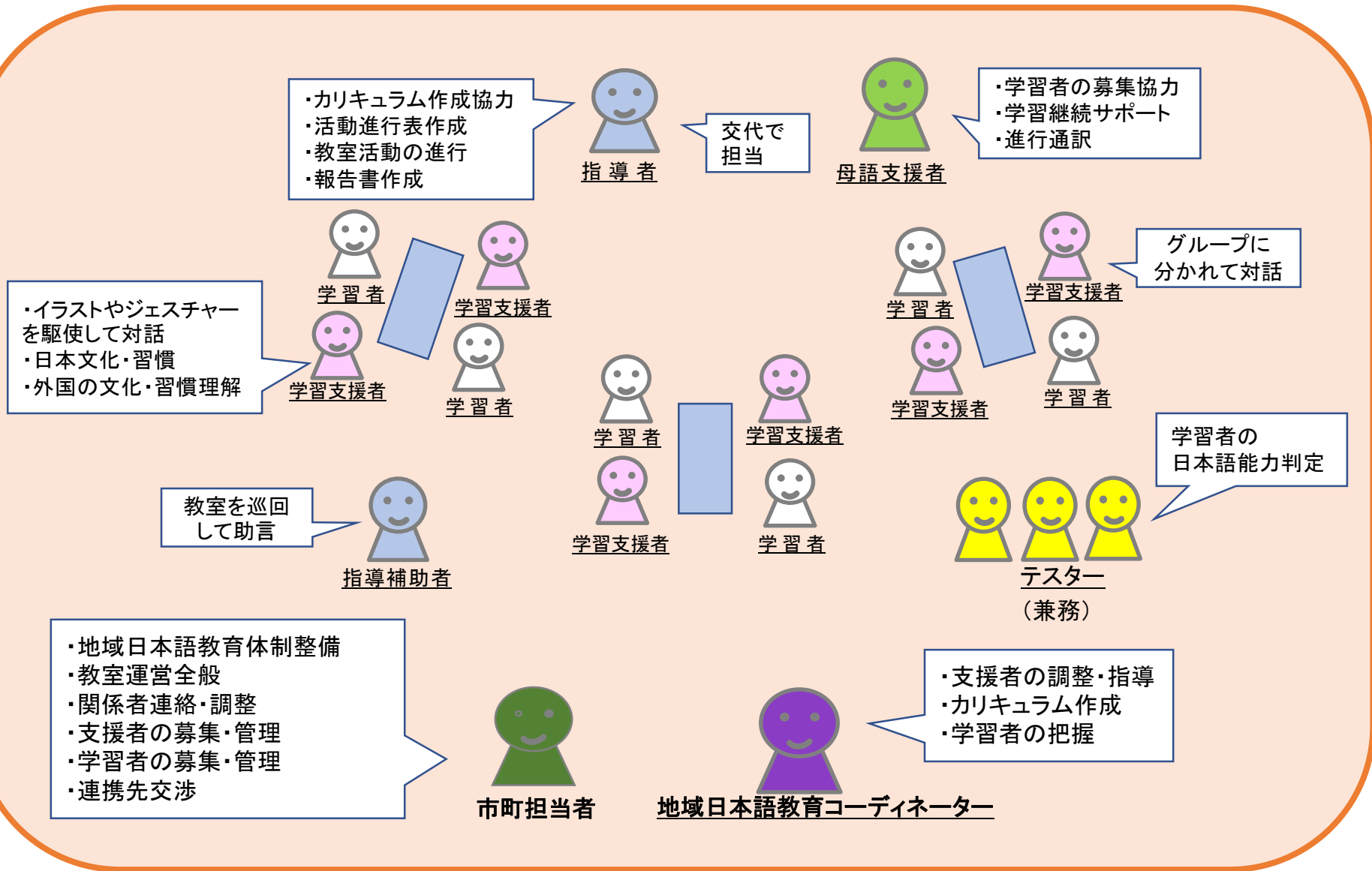
(5) 静岡型初期日本語教室設置・運営事業費補助金

「対話交流型」初期日本語教室の設置・運営費の1/2を国が支援

(6) 対話交流型日本語教室協力市町

11市町（静岡市、浜松市、富士市、焼津市、菊川市、袋井市、牧之原市、磐田市、掛川市、湖西市、長泉町）

初期日本語教室の参加者



静岡型対話交流型初期日本語教室の構成員

構成員	対象者	役割
市町担当者	行政職員	体制整備、教室運営、関係者連絡調整 支援者の募集・管理 学習者の募集・管理、連携先交渉
地域日本語教育 コーディネーター (市町担当・エリア担当)	コーディネーター経験者	市町担当： 支援者の調整・指導 カリキュラム作成 学習者の把握 エリア担当： エリア内の情報共有、人材育成
指導者	日本語教師	カリキュラム作成協力 活動進行表作成、進行 学習支援者への助言
指導補助者	日本語教師／外国人支援経験者	進行補助 学習支援者への助言
学習支援者	地域ボランティア	対話交流を通じて学び合う人 イラストや写真、ジェスチャー等で対話 日本文化・習慣
日本語能力判定テスト	日本語能力判定テスト養成講座 修了者（指導者・学習支援者等と 兼務できる）	学習者の日本語能力判定
母語支援者	多言語話者	学習者の募集協力、教室進行通訳 学習継続のサポート（安心感、母語で 相談） 学習者と支援者のつなぎ役

(2) ア) 外国人の日本語教育について

(地域外交局多文化共生課)

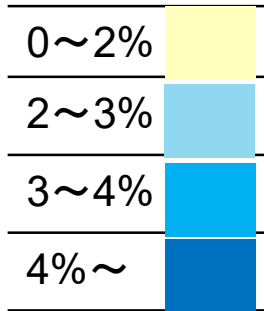
○審議の論点

- ・日本語教室の「空白地域」（日本語教室が全くない市町）における日本語教育の推進方法について、助言、御意見を申し上げます。
- ・企業の地域日本語教育への関わりについて、助言、御意見を申し上げます。

○県の課題認識

- ・本県の日本語教室空白地域は9町（別添資料）は、在留外国人数が少ないことから（平均約200人）、課題としての優先順序が低い。
- ・企業に対しては、対話交流型初期日本語教室の広報をし、協力を働き掛けているが、業務が優先されるため、教室への参加が困難である。

地域日本語空白地域（9町）



市町別在留
外国人比率
(令和4年12月)

